

佐伯市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

佐伯市長

田中利明

佐伯市規則第37号

佐伯市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐伯市漁港管理条例施行規則（平成17年佐伯市規則第179号）の一部を次のように改正する。

第7条中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第10条中「様式第8号」を「様式第13号」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「第12条第3項（）」の次に「条例」を加え、同条第2項中「様式第5号」を「様式第10号」に、「様式第6号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「様式第7号」を「様式第12号」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

（漁港施設使用の許可申請）

第8条 条例第9条第1項に規定する許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、係留等指定施設使用許可申請書（様式第5号）又は漁港施設目的外使用許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の係留等指定施設使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、小型船舶操縦免許証等の官公署の発行する写真添付の証明書の写し）
- (2) 船舶検査証書又は漁船登録票の写し
- (3) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第7号）

3 市長は、条例第9条第1項第1号の係留等指定施設の使用に係る第1項の許可をしたときは、申請者にその旨を通知するとともに、使用許可証（様式第8号）を交付する。

4 前項の使用許可証の交付を受けた申請者は、第1項の許可を受けた船舶の船外から確認できる位置に当該使用許可証を貼付しなければならない。

5 第1項の許可を受けた事項に変更が生じた場合は、漁港施設使用許可事項変更届（様式第9号）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（制限の対象としない船舶）

第9条 条例第10条の規則で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

- (1) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する船舶その他の公用船

(2) 国又は地方公共団体が発注する工事に従事する船舶

(3) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項の船舶運航事業の用に供
する船舶

様式第 8 号中「第 10 条関係」を「第 12 条関係」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 7 号中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に、「第 9 条第 3 項」を「第 11 条第 3
項」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 6 号中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 5 号中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に改め、同様式を様式第 10 号とし、様
式第 4 号の次に次の 5 様式を加える。

様式第5号 (第8条関係)

係留等指定施設使用許可申請書

年 月 日

漁港管理者佐伯市
代表者 佐伯市長 様

住所
申請人
氏名 ㊟

次のとおり係留等指定施設を使用したいので、佐伯市漁港管理条例第9条第1項の規定により申請します。

- 1 使用漁港名
- 2 係留等指定施設
- 3 使用の期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 船名
- 5 船舶登録番号等
- 6 船舶の長さ m
- 7 最大船幅 m
- 8 総トン数 トン
- 9 船舶所有者 (申請人と船舶所有者が同一の場合は記入不要)
住所
氏名
連絡先
- 10 申請人連絡先

様式第6号(第8条関係)

漁港施設目的外使用許可申請書

年 月 日

漁港管理者佐伯市
代表者 佐伯市長 様

住所
申請人
氏名 ㊟

次のとおり漁港施設を目的外に使用したいので、佐伯市漁港管理条例第9条第1項の規定により申請します。

1 目的

2 使用料 円

3 場所及び面積

4 使用期間及び使用時間 年 月 日から 月 日間
年 月 日まで
時から
時まで

様式第7号（第8条関係）

暴力団関係者でない旨の誓約書

私（法人である場合は、当法人）は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 5 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐伯市長 様

申請人住所
(法人の場合は、その所在地)

申請人氏名（自署） ⑩
(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)

生年月日 年 月 日

※ 市では、佐伯市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第8号 (第8条関係)



備考

- 1 許可番号は、図示の例により、表示する。
- 2 字色及び地色は、交付年度ごとに定める色とする。
- 3 様式は、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。

様式第9号 (第8条関係)

漁港施設使用許可事項変更届

年 月 日

漁港管理者佐伯市
代表者 佐伯市長 様

住所
届出人
氏名

㊤

次のとおり許可に係る事項に変更が生じたので、佐伯市漁港管理条例施行規則第8条第5項の規定により届け出ます。

1 許可年月日

2 許可の期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 変更事項

4 変更前

5 変更後

6 変更理由

7 備考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定並びに第9条第1項（「第12条第3項（）」の次に「条例」を加える部分に限る。）及び同条第3項（「前項の」の次に「規定による」を加える部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 佐伯市漁港管理条例（平成17年佐伯市条例第278号）第9条第1項に規定する許可に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の佐伯市漁港管理条例施行規則第8条の規定の例により行うことができる。